質問回答書

件名	令和6年度リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業			
No	該当箇所	質問内容	回答	
1	仕様書6 ・事業者からの企画提案内容が正当な理由なく達成できない場合の損失は、事業者の負担とし、特に年間の発電量が想定発電量の8割を下回る場合には、リース料の減額、事業者負担による設備の取り替え又は契約の解除を行うものとする。	「年間の発電量が想定発電量の8割を下回る場合には・・・」とありますが、設備不良に限定され、不良天候によるものは対象外という理解でよろしいでしょうか。また、設備不良に起因するものは基本的には設備取替えで、即リース料減額、契約解除にはならないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。天候不良によるものは 「正当な理由」に該当します。なお、年間の発電 量が想定発電量の8割を下回る場合の対応とし て、基本的には設備の取り替え、またはリース料 の減額について、協議することを想定しておりま す。なお、協議が整わない場合には契約の解除を 行います。	
2	仕様書 7 ・事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、責害保険として、火災保険及び賠償補信保険等(もしくはこれらと同等の不写し、県へ容の他の保険)に加入し、県へること。 仕様書 別紙 2 予想されるリスクと責任分担維持管理関連➤施設損傷➤設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷	火災保険及び賠償責任保険等の加入について、「別紙2予想されるリスクと責任分担」には、「事故・火災」とありますが、風水害は対象外という理解でよろしいでしょうか。	火災、落雷、風災、水災等により損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険及び賠償責任保険等に加入していただくことを想定しております。なお、社会情勢等により、加入することができない場合は、協議事項とします。	
3		火災保険料等算定のため、設備を設置する各施設の建物の建築年月、建物の構造種別、防 火設備、常駐の消防要員をお教えください。	各施設の建物の建築年月及び建物の構造種別については、以下のとおりです。なお、防火設備については、建築基準法の規定に従い、防火設備を有しております。また、勤務時間帯は職員が常駐しており、勤務時間外(平日は17:15〜翌朝8:30、休日は24時間)は、警備員を配置しております。 ○都城総合庁舎 1972年12月 RC造 ○教育研修センター 2016年4月 RC造 ○県立日南病院 1997年11月 SRC造	
4	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 維持管理関連≯不可抗力≯天災などの 不可抗力による設備等の損傷	「維持管理関連」「不可抗力」について、天 災とは地震、雷、台風、洪水等で、これら自 然災害による設備の損傷について、事業者負 担はどこまで求められるのでしょうか。	地震、落雷、台風、洪水、その他自然的な事象の うち、保険等又は同等の措置を超えるものに関し て、個別案件ごとに協議の上、負担割合を決定す ることになりますので、現時点で明確に示すこと は困難です。	
5	公募要領2 (4) 予算額 ア 事業費にかかる補助金 イ リース料	補助金の交付はいつを予定していますでしょうか。	補助金規定に従い、原則、精算払による交付となります。	
6		予算額について、リース料予算額は補助金控 除後という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
7		本件はリース期間満了後に設備を県に無償譲渡する条件であることから、固定資産税納付は免除されると理解してよろしいでしょうか。	制度上、地方税法第342条第3項に規定されている「所有権留保付売買」に該当するため、当該設備は、売主(事業者)と買主(県)の共有物とみなされます。 その上で、固定資産税の賦課について、買主である県は、地方税法第348条の「人的非課税」に該当するため、もう一方の共有者である事業者に全額賦課されることになるという認識です。ただし、固定資産税は市が課税することになりますので、課税の対象となるかも含め、課税庁に確認の上、対象となる場合は租税公課としてリース料に含めてください。	
8		本件は長期継続契約でしょうか。	本契約については、長期継続契約になります。	
9	公募要領11 契約保証金 宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第101条の規定による。	契約保証金算出の基となる契約額は補助金込でしょうか、補助金控除後の合計額でしょうか。	本契約は、長期継続契約であるため契約保証金の 算出の基礎となる金額は補助金控除後の原則とし て12か月分の額になります。	

10	賃貸借及び保守契約書(案) 第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。 2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。 3 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害にいいては、その賠償の責めを負わないものとする。	第17条第3項において甲は第1項の損害は負わないことになっていますが、第2項の損害は保証していただけるのでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により、損害を与えた場合は、その損害を賠償することとしております。
11	公募要領4 (4) 企画提案書 ウ 過去の類似業務実績	過去の類似業務実績については、協力事業者 の実績でもよろしいでしょうか。	契約書(案)のとおり、あくまでリース会社様と リース契約を締結することを想定しております。 従って、契約相手方であるリース会社様の実績を ご記載ください。
12	仕様書2(2) ウ 設備の導入は、補助金の規定に 従った導入時期とすること	「設備の導入は、補助金の規定に従った導入 時期とすること」とありますが、具体的な納 入期限はいつになりますでしょうか。	県有施設脱炭素関連設備導入事業補助金交付要綱の規定上、遅くとも来年3月20日までに補助事業 実績報告書を提出していただく必要があります。 従って導入時期は実績報告書の提出までに導入 (工事完了) する必要があります。
13	公募要領9 (3) プレゼンテーション (ヒアリング)	企画提案について、プレゼンテーションの参 加者は1者あたり何人まででしょうか。	最大5名を想定しております。プレゼンテーションに係る詳細な内容については、参加者に追って ご連絡します。
14	公募要領11 契約保証金 宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第101条の規定による	契約保証金の免除について、協力会社の実績 (工事実績) でもよろしいでしょうか。	契約書(案)のとおり、あくまでリース会社様と リース契約を締結することを想定しております。 従って、契約相手方であるリース会社様の履行実 績をもとに判断することになります。